

霧島錦江湾国立公園
(霧島地域)

公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

平成 30 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園計画の変更	1
1	変更理由	1
2	事業計画の変更内容	2
(1)	施設計画	2
ア	利用施設計画	2
(ア)	単独施設	2
3	参考事項の変更内容	5

第1 公園計画の変更

1 変更理由

霧島錦江湾国立公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定され、霧島屋久国立公園に改称された。その後、平成24年3月16日には霧島地域及び錦江湾地域を霧島錦江湾国立公園として再編成し、屋久島地域を分離して新たに屋久島国立公園として指定された。霧島錦江湾国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域からなる。

霧島地域は、韓国岳、高千穂峰等の大小20座以上の火山が連なる複合火山が骨格となり、火山活動に伴って誕生した火口湖、噴気現象、温泉及び高山等の多様で特異な地形に恵まれるとともに、照葉樹林、落葉広葉樹林、火山活動の影響を受けたアカマツ林及び草原植生等の自然植生が多く残されている。本地域は、宮崎県と鹿児島県・錦江湾を結ぶルート上に位置し、霧島山頂における登山を始め、えびの高原、霧島温泉、高千穂河原、霧島神宮等の利用拠点では多くの利用者が景観探勝、温泉等を楽しんでいる。

本地域は、昭和60年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成18年に公園計画の点検、平成24年に公園計画の一部変更が行われている。

今回変更は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、霧島地域において、公園計画の変更を行うものである。具体的には、事業計画について、高千穂河原地区における廃屋の撤去及び新規ホテルの建設に伴い、公園事業化を図ることで当該地における適切な利用を促進することを目的として、宿舎事業の追加を行う。

2 事業計画の変更等内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
36	宿舎	鹿児島県霧島市（霧島田口）	霧島神宮参拝客、登山客及び温泉利用者のための宿舎として整備する。

霧島錦江湾国立公園(霧島地域)利用施設計画変更位置図

